

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

令和6年4月
平塚市

はじめに

近年、高度な医療施設の整備が進み、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児の数は年々増加しており、社会全体として重要な課題となっております。

令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」とする。）」が施行され、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない」との基本理念のもと、国、地方公共団体、保育所の設置者等の責務が明記されました。

このため市全体として、医療的ケア児の安全・安心な保育所等の利用を推進するため、医療的ケア児受入れガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、医療的ケアが必要な児童の家庭で、保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整えて安全に受け入れるため、保育所等において医療的ケア児を受け入れるにあたっての基本的な考え方や、医療的ケア児の円滑な受入れが図られるように、受入れにあたり必要となる保護者・施設等が留意すべき点等についてまとめたものです。

このガイドラインを策定することにより、保護者、保育所等、医療機関及び本市の関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所を円滑に進め、医療的ケア児の受入れの推進につなげていきたいと考えています。

目次

第1章 基本的事項	1
1 ガイドライン策定の目的	1
2 保育所等における医療的ケア	1
第2章 医療的ケア児の入所までの手続き	3
第3章 保育所等での医療的ケア実施体制および対応	7
1 医療的ケアの実施者について	7
2 医療的ケアを必要とする児童の保育	7
3 医療的ケアの安全実施体制について	7
4 緊急時の対応	9
5 職員の研修	9
6 保育所等での医療的ケア継続審査について	9
7 入所後の医療的ケアの内容変更について	9
8 長期欠席について	10
第4章 保護者の了承事項	
1 保育利用について	11
2 医療的ケアについて	11
3 慣らし保育期間	11
4 体調管理及び保育の利用中止等	12
5 緊急時及び災害時の対応等	12
6 情報の共有等	13
7 その他	13
様式	14

第1章 基本的事項

1 ガイドライン策定の目的

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、「医療的ケア児」という。）が、保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整え、安全に受入れを行うことを目的として、保育所等での受入れにあたり必要となる基本的な事項や留意事項等を示すガイドラインを定めるものとする。

2 保育所等における医療的ケア

（1）医療的ケアの範囲

- 経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
- 喀痰吸引（気管切開部からの吸引、口腔・鼻腔内吸引）
- 導尿（一部要介助、完全要介助）
- 酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク）
- 血糖管理
- 人工肛門（ストーマ）の管理
- その他医療的ケア

（2）対象児童

保育所等において、安全に医療的ケア児の受入れを実施するために、受入れ可能な医療的ケア児は、以下のとおりとする。

・受入れの要件

- ア 受入対象年齢については、原則として2歳児クラス以上の児童
- イ 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- ウ 病状や健康状態が安定していて、主治医から保育所等で集団保育が可能と判断されていること。
- エ 保育所等における受入体制が整えられていること。
- オ 保護者が日常的に行う医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- カ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること。
- キ 保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携を図ることができること。

（3）利用日時

保育の利用日・利用時間は、原則、平日（月～金曜日）の保育短時間（8時間）の範囲内において、医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする事由の状況、保育

所等における看護師や保育士の受入れ体制等を踏まえ、保育所等と保護者の協議の上、決定する。

ア 利用日

利用日は、原則、週5日（月曜日から金曜日）とする。

なお、行事等特別な理由があり、安全な利用が可能であると確認されている場合、週5日（月曜日から金曜日）以外の日の利用も可能とする。

イ 利用時間

利用時間は、原則、保育短時間（8時間）の範囲内とし、保護者と協議の上、各保育所等で決定する。

なお、原則、延長保育の提供は行わないこととする。

（4）医療的ケア等の提供者について

保育所における医療的ケアは看護師が主治医の指示に基づいて実施する。

看護師は主治医・囑託医・保護者との連携の中で当該児童の健康状態を適切に把握し、その情報を保育所内の関係者に周知する役割も担う。

また、保育士等で社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修（第3号）」を修了し、業務登録を受けた者（以下、「認定特定行為業務従事者（2）」という。）も、特定した5つの医療的ケアを行うことができる。

「喀痰吸引等研修（第3号）」の受講は、保育所等で保育する特定の医療的ケア児に対して、保育士等が定められた範囲の医療的ケアを行うための基本的要件となる。個々に応じた適切な対応や安全な保育の提供のためには、複数の保育士が受講することが望まれる。

「認定特定行為業務従事者」が実施できる医療的ケアは、口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養の5つ。

第2章 医療的ケア児の入所までの手続き

事前に保育所等と見学・面談等、受入れの調整を行う必要があるため、利用申請における通常のスケジュールによらず別途利用調整を行う。

4月	(1) 事前相談
5月	(2) 医療的ケアの申込み
5月	(3) 施設の見学
7月	(4) 検討会議
8月	(5) 利用申込み
9月	(6) 利用調整結果
10月	(7) 施設との面談
10 - 12月	(8) 医療的ケア実施に係る計画作成
1 - 3月	(9) 保育所等と各機関等との連携
4月	(10) 利用開始

(1) 事前相談

本ガイドラインに基づいて、市は医療的ケア児の受入れに関する基本的事項、手続きの流れや保育環境、医療的ケアの実施内容、保育の申請に必要な書類について説明を行う。特に、主治医意見書の作成に必要な留意点を案内する。保護者は、「医療的ケア児保育所等利用事前相談・状況書(様式1)」を記載し、市へ提出する。

保護者は、「医療的ケアに関する主治医の意見書(様式2)」の作成を申請児童の主治医に依頼する。

(2) 医療的ケアの申込み

保護者は「医療的ケア実施申込書(様式3)」、「医療的ケアに関する主治医の意見書(様式2)」、「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書(様式8)」を提出し、

市は申込みを受け付ける。なお、「医療的ケアに関する主治医の意見書（様式2）」の費用は、保護者の負担とする。

市は、保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容等の聞き取りを行う。

市は、保護者が見学を希望する保育所等へ見学希望があることを伝え、「医療的ケア児保育所等利用事前相談・状況書（様式1）」等を情報提供する。

（3）施設の見学

保護者は、希望する保育所等への訪問・見学を行うとともに、施設長及び看護師等と面談を行う。状況に応じ、見学には市の職員が同行する。その際、医療的ケア児コーディネーターに同席を依頼することができる。保育所等は、保護者と医療的ケア児と面談を行い、医療的ケアの状況を確認する。

保育所等の施設長や看護師等は、市からの情報提供の内容を踏まえ、児童の状況及び実施する医療的ケアを確認する。医療的ケアの対応について不明な点は、主治医に確認する。また、必要に応じて、市、保育所等、主治医医療機関、関係機関で打ち合わせを実施するなど、情報を共有する。

（4）検討会議

保育所等への入所を希望する児童の状況、医療的ケアの内容、施設における配慮事項等に関して、専門的な見地から意見を聴取するため、医師・看護師等・施設長等の有識者が委員となる「平塚市医療的ケア児保育検討会議」を実施する。

平塚市医療的ケア児保育検討会議は、申請児童に対して集団保育を実施することが適当であるか、次の事項によって検討し、聴取した意見は利用調整の参考とする。検討会議の内容については、市から「医療的ケア児保育検討会議結果通知書（様式5）」により保護者に通知する。

ア 主治医が、集団保育が可能であると認めていること

イ 状態が安定していて医療的ケアが日常生活の一部として定着していること

ウ 集団保育から日常的な隔離や看護師による常時付き添いの看護が必要でないこと

エ 状態の変化により、集団生活に著しく影響があると判断されることがないこと

オ その他保育利用及び医療的ケアの実施に必要な事項

（5）利用申込み

保護者は、医療的ケア児保育検討会議の意見等も踏まえ、保育所等利用を希望する場合は、利用申請の締切までに「入所申込書」など保育申請に必要な書類を用意し、市に提出する。利用相談時に提出した必要書類に変更があった場合には、合わせて市に提出する。

市は申請書類に基づいて、保護者の状況や児童の状況をよく聴取する。

(6) 利用調整結果

市は保護者から入所申込みに必要な申請書類の提出を受け、平塚市保育所等入所選考基準に基づき利用調整を行う。保育所等で医療的ケアが可能かつ保育の必要性が認められる児童を対象に、保育所等の受入可能児童数の範囲内でより保育の必要性が高い児童から入所内定とし、保護者に対して結果を通知する。

受入れ可能な場合は、市は保護者へ「保育所等入所仮承諾通知書」を送付し、「医療的ケア指示書(様式4)」を主治医に作成してもらうよう保護者に案内する。なお、作成に係る費用は保護者負担とする。保護者は主治医が作成した「医療的ケア指示書(様式4)」を、速やかに保育所等へ提出する。保育所等は「医療的ケア指示書(様式4)」の原本を保管し、写しを市保育課へ提出する。保育所等は「医療的ケア指示書(様式4)」を基に「医療的ケア実施通知書(様式6)」を作成する。

受入れが困難な場合は、市は保護者へ「保育所等入所保留通知書」を送付する。

(7) 施設との面談

保護者が児童と一緒に施設を訪問し、入所にあたっての面談を行う。入所に向けて、保育所等の施設長及び看護師等は、改めて保護者から具体的な健康状態や医療的ケア依頼内容について聞き取り、「医療的ケアに関する主治医の意見書(様式2)及び指示書(様式4)」などの書類で児童の状況や実施する医療的ケアを確認する。医療的ケア児が入所する前に、保護者の同意の上、囑託医(園医)と情報を共有し、支援体制や環境整備の検討を進める。

やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師等が不在の場合は、保護者等が医療的ケアを実施するか、保育所等を利用できないことがある。

保育所等と保護者は、「医療的ケア実施通知書(様式6)」の内容を双方で確認し、実施通知書に基づいて「医療的ケア実施承諾書(様式7)」に保護者の自署による承諾を得る。

施設長等は、必要に応じて保護者同意の上、児童の医療機関受診に同行し、保育所等での医療的ケア実施に必要な情報の提供を受ける。

(8) 医療的ケア実施に係る計画作成

保育所等において、安全な保育を提供するためには、医療的ケアに関する手順はもちろんのこと、役割分担や注意事項等について、利用を開始する前にマニュアル等を整備しておくことが必要であり、安全かつ適正に医療的ケアを提供できるよう、施設長を含む全ての職員が理解しておくことが重要となる。

保育所等が医療的ケア児を受け入れるにあたり、「医療的ケア計画書(様式9)」「保育に関する個別指導計画書(様式10)」「予想される緊急時の対応(様式11)」、その他保育所等において必要な書類を作成する。

保護者は、保育所等が作成した計画書等を主治医に確認し、保育所等は必要に応じて定期受診に同行する等して、主治医に指示、助言を求める。

(9) 保育所等と各機関等との連携

ア 主治医医療機関との連携

保育所等は、適切に医療的ケアを実施するため、保護者の同意の上、施設長や看護師等が主治医から実施手順等の具体的な指導、職員研修、緊急時の対応への具体的な指示、施設・設備の整備についての指示、助言を受ける。必要に応じて、児童が受診する際に同行する。

保育所等は、児童への医療的ケアに関する指示や体調の急変及び緊急時の対応等について、速やかな連絡や継続的な相談等、主治医医療機関との協力体制を構築しておく。また、保護者に対して、保育所等が主治医との協力体制を構築するにあたって、主治医に保育所等の必要な支援を依頼する。

イ 嘱託医（園医）との連携

保育所等は、医療的ケア児が入所する前に、保護者の同意の上、嘱託医（園医）と情報を共有する。また、健康診断等で健康状態や医療的ケア内容等の医療情報も共有する。

ウ 訪問看護ステーションとの連携

保育所等は、家庭において訪問看護ステーションを利用している場合、保護者の同意の上、訪問看護師等と連携し、家庭でのケア内容等の情報の提供を受ける。

エ 専門機関等との連携

保育所等は、医療的ケア児が専門機関等を利用している場合、医師・看護師・理学療法士・作業療法士等との連携について、保育所等での生活が快適なものとなるよう、保護者同意の上、児童に関する健康や現在までの経過等の情報の提供を受ける。

(10) 利用開始

慣らし保育を実施し、保育所等の利用を開始する。保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を保育所等へ提供する。なお、使用後の物品等については、保護者が家庭に持ち帰る。

第3章 保育所等での医療的ケア実施体制および対応

1 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは、基本的に看護師が行うものとする。

集団保育における安全確保の観点から、実施保育所での医療的ケアは、看護師が行うことを原則とし、医療行為に該当しない範囲の補助などを、保育士や他の職員と協力しながら進めていく。

2 医療的ケアを必要とする児童の保育

(1) 児童の心身の状態、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。

(2) 医療的ケアを安全に実施し、児童が快適で健康に安全に過ごせるように保育の環境を整備する。

(3) 児童の発達過程と個人差に十分配慮して集団保育を行い、適切な生活環境や遊びを提供する。

(4) 登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちに寄り添い、保護者を支えるよう努める。また、必要に応じて相談機関等と連携する。

3 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所等は、関係機関の意見を参考に「医療的ケアに関する主治医の意見書（様式2）及び指示書（様式4）」の内容を確認し、主治医の助言を受け医療的ケアを実施する。

医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等の職員間で共有する。また、医療的ケアの実施に当たっては、施設長は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

(2) 保育所等関係者の役割

児童が保育所等内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように施設長、保育士、看護師等の職員、主治医及び囑託医（園医）等が連携・協働する。

ア 施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。

イ 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握した上で集団保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告する。

ウ 看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、主治医

等の指示書に基づき「医療的ケア計画書（様式 9）」、「保育に関する個別指導計画書（様式 10）」、「予想される緊急時の対応（様式 11）」等を作成し、保護者の理解及び同意の上、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告し、必要に応じて主治医等に共有する。

エ 嘱託医（園医）は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。必要に応じて主治医へ医療的ケアの計画とケアの実技について確認を行い、職員への助言、研修及び指導を行う。

（3）一日の流れ

ア 登園

受入れを担当する保育士及び看護師は、前日から登園までの児童の家庭での様子や健康状態等について、連絡帳等を活用しながら保護者に確認する。日々の医療的ケアに必要な器材や物品について、保護者から受け取る。確認した内容を施設長及び児童に関わる全職員と共有する。

イ 日中の保育

児童の健康状態を考慮しながら、1日の保育の流れに沿って、看護師、保育士それぞれが担当する役割を確認し、職員間で連携を図りながら保育する。また、安全を確保した上で、医療的ケア児が可能な限り他の児童と積極的な関わりを持ちながら過ごすことができるよう配慮する。保育中に状態の変化や異常が感じられたら看護師及び施設長に迅速に伝える。

ウ 医療的ケアの実施

保育所等で実施する医療的ケアは、「医療的ケアに関する主治医の意見書（様式 2）」及び指示書（様式 4）」に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法で行う。実施にあたっては児童の状況に配慮し、必要に応じて専用スペースなどプライバシーに配慮した上で行う。また、実施した医療的ケアを記録し、職員間で共有するとともに、連絡帳等に記載する。

エ 降園

お迎え時に担当する保育士及び看護師は、連絡帳等を用いて児童の日中の様子や医療的ケアの実施状況等を伝えるとともに、登園時に預かった器材や物品を返却する。保育所等が保管すべき器材等があれば清掃、整理の上、決められた場所に保管する。看護師は一日を振り返って特記すべき事項があれば記録に残し、施設長へ報告する。

（4）実施環境の整備

ア 医療的ケアの実施場所については、衛生面、安全面、児童のプライバシー等に留意し、適切な環境の整備を行う。

イ 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

(5) 文書管理

児童の医療的ケア実施に関する「医療的ケア児計画書（様式 9）」、「保育に関する個別指導計画書（様式 10）」、「予想される緊急時の対応（様式 11）」等の書類は、実施保育所等において必要期間保管する。

4 緊急時の対応

- (1) 保育所等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び囑託医（園医）の協力により保育を実施する。また、緊急時には、事前に確認している医療的ケア児の主治医医療機関との連携を行う。
- (2) 緊急時の対応は、「予想される緊急時の対応（様式 11）」に沿って対応する。
- (3) 保育所等は、緊急時の対応について事前に保護者に十分に説明し、同意を得る。
- (4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた施設長の指示のもと、児童の状況を主治医医療機関等及び保護者に連絡し、必要の際には救急車にて搬送する。その後、緊急対応について保育所等と緊急対応に関わった医療機関及び保護者との情報共有後、保護者が主治医に報告する。
- (5) 保護者は、児童の体調悪化等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

5 職員の研修

医療的ケア児の発達過程や疾病の状況、保育に関する留意点等を踏まえ、医療的ケアを安全かつ適切に提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある保育所等内職員が必要な知識や技術を身に付けられるよう、研修等の機会確保に努める。

6 保育所等での医療的ケア継続審査について

保育所等での医療的ケア実施については、児童の健康状態等を勘案し、毎年度保護者が保育所等へ「医療的ケア実施申込書（様式 3）」を提出する。保育所等は主治医や囑託医（園医）などに意見を求め、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、保育所等は継続して保育を実施する。その際、保育所等は「医療的ケア実施通知書（様式 6）」を発行し、実施通知書に基づいて「医療的ケア実施承諾書（様式 7）」に保護者の自署による承諾を得る。

7 入所後の医療的ケアの内容変更について

- (1) 入所後、年度途中において医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて

「医療的ケア実施申込書（様式3）」「医療的ケア指示書（様式4）」を提出する。

- (2) 提出書類、児童の健康状態等に基づき、保育所等における集団保育の継続実施については、主治医や嘱託医などに意見を求め、施設長と看護師等とで協議する。必要に応じて「平塚市医療的ケア児保育検討会議」を実施し、聴取した意見を参考とする。
- (3) 市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合、もしくは市が規定する医療的ケアの内容以外であっても施設長と看護師等が対応可能と判断できる場合には、「医療的ケア実施通知書（様式6）」の発行をもって継続して保育を実施する。実施通知書に基づいて「医療的ケア実施承諾書（様式7）」に保護者の自署による承諾を得る。
- (4) 市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になり、施設長と看護師等が対応可能と判断できない場合には、原則として退所となる。
- (5) 医療的ケアが不要となる場合は、必要に応じて施設長等が主治医の受診に同行し、医療的ケア終了の確認を行うとともに、保護者は「医療的ケア終了届（様式12）」を保育所等に提出する。保育所等は医療的ケア児の健康状態等を確認し、医療的ケアの終了が適切であると認めた場合、通常の保育利用に変更となる。その際には、関係機関に報告する。

8 長期欠席について

- (1) 保育所等は、恒常的に保育を必要とすることを要件とするため、入院・手術・治療等やむを得ない理由を除き、自己都合により2か月に1回以上登園しない場合、原則として退所となる。ただし、医療的ケア児は元来持っている疾患により健康状態が不安定になりやすいことを考慮する。
- (2) 入院等の長期欠席後、登園が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて主治医に意見を求める。

第4章 保護者の了承事項

次の事項について、事前に保護者の了承を得るものとする。

1 保育利用について

保育の利用日・利用時間は、原則、週5日（月曜日から金曜日、祝日を除く）の保育短時間（8時間）の範囲内とすること。行事等特別な理由があり、安全な利用が可能であると確認されている場合を除き、土曜日及び延長保育の利用はできないこと。医療的ケア児の状況、保育所等の状況等を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上、決定すること。

毎年度、保育所等へ「医療的ケア実施申込書（様式3）」を提出し、保育所等は主治医や囑託医（園医）などに意見を求め、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に継続して保育を実施すること。

2 医療的ケアについて

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「医療的ケアに関する主治医の意見書（様式2）」、「医療的ケア指示書（様式4）」を提出する必要があること。また、保育所等は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、保育所等の看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 保育所等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。また、看護師の不在等により、保育所等での医療的ケアが実施できない場合があること。
- (3) 保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに保育所等の施設長へ報告するとともに、「医療的ケア実施申込書（様式3）」「医療的ケア指示書（様式4）」を提出すること。
- (4) 保育所等が医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費については保護者の負担となること。
- (5) 保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、保育所等の施設長に預託すること。使用後の物品は、家庭に持ち帰ること。

3 慣らし保育期間

児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、

保育所等と相談の上、定めること。児童の様子や状態によっては、この期間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。

4 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により、医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合など、保育中の医療的ケア実施の体制が確保できないときは、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 保育中に児童が発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保育所等から保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所等内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうかの判断をすること。また、保育所等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 保育所等が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用については保護者の負担となること。
- (6) 市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になり、安全の確保が困難等の理由により施設長と看護師等が対応可能と判断できない場合には、原則として退所となること。
- (7) 保育所等の人員、施設又は設備等の状況により、当該保育所等での児童の受入れができなくなる場合があること。

5 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合、その他必要な場合には、保育所等は事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに

伴い生じた費用は保護者の負担となること。

- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行うこと。保育中に栄養チューブの事故抜去等の緊急時は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「予想される緊急時の対応（様式 1 1）」に記載の上、それに沿って対応すること。
- (4) てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。消費期限等の管理及び保管方法は、保護者等の責任のもとで行うこと。
- (5) 受入れに際しての確認事項として、災害発生時に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者や主治医と確認しておくこと。

6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について保育所等の施設長、保育士、看護師等で共有すること。また、必要に応じて、保護者同意の上、子どもが居住する地区の担当保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、関係機関と共有すること。
- (2) 緊急時の対応のために、保育所等に提出された主治医からの「医療的ケアに関する主治医の意見書（様式 2）」、「医療的ケア指示書（様式 4）」等の内容を、主治医医療機関以外の医療機関に情報提供すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

7 その他

上記 1 ～ 6 のほか、必要に応じ保育所等との間で取り決めた事項を順守すること。

様式

- 様式 1 医療的ケア児保育所等利用事前相談・状況書
- 様式 2 医療的ケアに関する主治医の意見書
- 様式 3 医療的ケア実施申込書
- 様式 4 医療的ケア指示書
- 様式 5 医療的ケア児保育検討会議結果通知書
- 様式 6 医療的ケア実施通知書
- 様式 7 医療的ケア実施承諾書
- 様式 8 医療的ケア児の保育に関する同意書
- 様式 9 医療的ケア計画書
- 様式 1 0 保育に関する個別指導計画書
- 様式 1 1 予想される緊急時の対応
- 様式 1 2 医療的ケア終了届

医療的ケア児童利用事前相談・状況書

年4月1日現在

保護者氏名	住所		〒				
	電話番号						
保護者 保育を必要とする事由	父	就労 就学 求職 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧 その他()					
	母	就労 就学 求職 疾病・障がい 介護・看護 妊娠・出産 災害復旧 その他()					
(ふりがな) 児童氏名	性別		男・女	生年月日	年 月 日		
診断名							
主治医							
入退院の経過及び今後の入退院の予定							
通院・療育の状況	医療機関名				診療科	通院頻度	回/
	医療機関名				診療科	通院頻度	回/
	訪問看護ステーション名					利用頻度	回/
	療育施設					通所頻度	回/
障害者手帳の有無 (無・有・申請中) 有・申請中は下段の手帳欄を記入し、「有」の場合はコピーを添付してください							
特別児童扶養手当 受給の有無(無・有・請求中) (有の場合手当の等級 1級・2級)							
手帳等の状況	身体障害者手帳 (1級・2級・3級・4級・5級・6級・7級) (障害種別:)						
	療育手帳 (A1・A2・B1・B2)						
	精神障害者保健福祉手帳 (1級・2級・3級)						
身長/体重	身長	cm	体重	kg	測定日	年 月 日	
コミュニケーション	会話 (単語・二語文・文章・会話ができる)(その他) 絵カード 表情						
投薬	内服薬 無 有	薬品名(内服時間) 注射() お薬手帳写し添付					
てんかん (痙攣等)	無 有(頻度 状況)						
アレルギー	無 有()						
運動機能	首のすわり(か月)・寝返り(か月)・座位(か月)・はいはい(か月)・始歩(か月)						
補装具使用等	無 有						

出産時の状況	妊娠期間	週 日	
	体重	kg	
	身長	cm	
	単・多	単・多胎	
姿勢・移動	姿勢の変え方	自立	
		介助 (一部・全部) 介助時の注意点()	
	姿勢の保ち方	自立	
		介助や支えが必要 普段よくしている姿勢() 首が座っている 腹ばいができる 寝返りがうてる 支えれば座れる ひとり座りができる	
移動	自立 つかまり歩行 歩行器 バギー 車椅子 その他 ずり這い 四つ這い 抱っこ 歩行可		
食事	方法内容	経口	状況 自立 一部介助 全介助
		経口	食具 手づかみ スプーン フォーク 箸
		経口	内容 普通食 軟食 きざみ食 ペースト食 流動食 その他()
	経管栄養	経管栄養	種類 経鼻(胃管・十二指腸)栄養 胃ろう 腸ろう
		経管栄養	注入内容
		経管栄養	注入量・回数()
	血糖値測定	無有	時間(時・ 時・ 時)
インスリン投与	無有	時間(時・ 時・ 時)	
排泄	尿	尿意	有 無
		方法	トイレ オムツ 導尿(回/日) 導尿(自己導尿の補助) その他()
	便	便意	有 なし
		方法	トイレ オムツ 浣腸 摘便 ストーマ ガス抜き その他() (回/日)・使用中薬剤()
呼吸管理	気管切開	無有	カニューレ製品名()
		無有	交換頻度(1回/)
		無有	トラブル 無 有()
	吸引	無有	回数(回/時間) 部位 口腔内 鼻腔内 気管内 カテーテルサイズ(Fr)
その他	集団生活を送る上で配慮が必要な点		

集団生活を送る上での配慮等	1 健康状態についての配慮	: <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	2 食事についての制限や配慮	: <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	3 排泄についての配慮	: <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	4 睡眠についての配慮	: <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	5 運動についての制限や配慮	: <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	6 屋外運動についての制限や配慮	: <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	7 感覚異常	: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	8 コミュニケーション	: <input type="checkbox"/> とれる <input type="checkbox"/> 苦手
	9 言葉の遅れ	: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	10 その他特記すべき配慮	: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	1～10についての具体的な内容について記入してください。	
運動の区分 (別紙参照)	<input type="checkbox"/> 運動不可 <input type="checkbox"/> 軽い運動には参加可 <input type="checkbox"/> 中等度の運動まで参加可 <input type="checkbox"/> 強い運動にも参加可 特記事項があれば記入してください。	
与薬	<input type="checkbox"/> 有(与薬時間:) <input type="checkbox"/> 無	
栄養	<input type="checkbox"/> 経口(<input type="checkbox"/> ペースト <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> 幼児食) <input type="checkbox"/> 注入	
緊急時の対応	【状態】 【対応】 【緊急搬送の目安】 【搬送までの対応】 【緊急搬送先名・電話】	
その他の特記事項		

記入日： 年 月 日

医療機関住所

医療機関名

電話番号

医師氏名

保育における活動の目安

児童氏名 _____

診断名 _____

下記の表は通常保育活動です。年齢に関係なく可能な項目に印をつけてください。年齢相当以下の活動であれば、おおむね相当する年齢欄に記入ください。

	軽い運動 ¹ の例	中等度の運動 ² の例	強い運動 ³ の例
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> 腕や足の曲げ伸ばしや開閉をする すべり台(室内用)を大人にさせてもらう 抱っこされる 	<ul style="list-style-type: none"> 手を握って体を起こす 散歩(10分程度) 抱っこして左右に揺らす 	<ul style="list-style-type: none"> 水遊び(手足を水につける) 布に乗せて揺らす 激しく泣く 音楽に合わせて全身を揺らす
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> 砂遊び すべり台を自分で滑る ボールを追う 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩(最高1km往復30分程度) 階段の上り下り(室内2往復程度) コンビカーに乗る 	<ul style="list-style-type: none"> 走る 水遊び(腰まで水につける) 坂登り 音楽に合わせて全身を動かす
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> 砂遊び すべり台を自分で滑る その場でジャンプする 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩(最高2km往復40分程度) 階段の上り下り(歩道橋等) 三輪車をこぐ ボールを投げたり蹴ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> 走る(鬼ごっこを休憩しながら15分程度) 水遊び(胸まで水につける) プール遊び(プール内で15分程度) 高いところから飛び降りる(50cm程度) 音楽に合わせてリズムカルに動く
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> 砂遊び すべり台を自分で滑る ボールを投げたり蹴ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩(最高3km往復50分程度) 階段の上り下り(歩道橋等) 鉄棒のぶら下がり 三輪車をこぐ マット遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 走る(鬼ごっこを休憩しながら20分程度) (長距離かけっこ200m) 水遊び プール遊び(プール内で15分程度) 高いところから飛び降りる(60cm程度) 音楽に合わせて全身を動かす
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> 砂遊び すべり台を自分で滑る ボールを投げたり蹴ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩(最高4km往復1時間程度) 階段の上り下り(歩道橋等) 鉄棒の前回り、足抜き回り 登り棒を補助されて登る 水遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 走る(鬼ごっこを休憩しながら30分程度) (長距離かけっこ300m) プール遊び(プール内で20分程度) ドッジボール 相撲 縄跳び 太鼓橋を渡る 音楽に合わせて全身を動かす
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> 砂遊び すべり台を自分で滑る ボールを投げたり蹴ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩(最高5km往復1時間15分程度) 鉄棒の前回り 物を運ぶ(給食、バケツの水) 登り棒を自分で上まで登る 太鼓橋を渡る 水遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 走る(鬼ごっこを休憩しながら40分程度) (長距離かけっこ500m) プール遊び(プール内で20~30分程度) 跳び箱を助走して跳ぶ 鉄棒の逆上がり 相撲 サッカー ドッジボール 縄跳び 音楽に合わせて全身を動かす

1 同年齢の平均的乳幼児にとって、ほとんど息がはずまない程度の運動

2 同年齢の平均的乳幼児にとって、少し息がはずむが、息苦しくない程度の運動で、身体の強い接触を伴わないもの

3 同年齢の平均的乳幼児にとって、息がはずみ息苦しさを感ずるほどの運動

該当する指導区分に○をしてください。

指導区分	A	B	C	D
	基本的な生活は可能だが運動は不可	軽い運動には参加可	中程度の運動まで参加可	強い運動にも参加可

様式 5

第 号
年 月 日

様

平塚市長

医療的ケア児保育検討会議結果通知書

平塚市医療的ケア児保育検討会議における意見徴収の結果について、次のとおり通知いたします。

記

児童氏名		生年月日	年 月 日
集団保育の適否	適当 不適當		
特記事項			

様

施設長

医療的ケア実施通知書

申込みのありました医療的ケアについて、下記の通り実施しますので、通知いたします。

記

1 児童氏名： 性別：男・女 年齢： 歳
生年月日： 年 月 日生

2 実施する医療的ケアの内容

医療的ケアの項目	実施する内容

3 緊急時の対応

- (1) 緊急事態発生時は、保護者及び保育所等で確認した主治医の指示内容の下に連携する医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に保護者等に連絡します。
- (2) 緊急時止む得ない場合には、保護者の同意を得る前に対象児童を緊急搬送する場合があります。
- (3) 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え対応をお願いいたします。

4 留意事項

- (1) 定期的に主治医の診察を受け、結果や指示を保育施設に連絡ください。
- (2) 登園時、児童の健康状態について担任、看護師等に連絡し、当日の医療的ケアの内容について確認し合ってください。
- (3) 医療的ケアの実施に必要な用具、消耗品の点検・補充をお願いします。
- (4) 使用後の物品についてはご家庭持ち帰り処分をお願いします。
- (5) 災害時に備え、内服薬等は必要数を毎日ご持参ください。

5 その他の重要事項

年 月 日

施設長 宛

医療的ケア実施承諾書

医療的ケア実施通知書の内容について承諾しました。

児童氏名 _____

生年月日 _____

性別 _____ 男 ・ 女 _____

保護者氏名 _____

平塚市長 宛

医療的ケア児の保育に関する同意書

児童氏名 _____

1 保育利用について

- (1) 保育の利用日・利用時間は、原則、平日(月～金曜日)の保育短時間(8時間)の範囲内において、医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする事由の状況、保育所等における看護師や保育士の受入れ体制等を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上、決定します。
- (2) 保護者は、毎年度「医療的ケア実施申込書(様式3)」を保育所等に提出し、集団保育及び保育所等における医療的ケアの実施についての継続審査を受けます。1年度単位で実施する医療的ケアの継続について、保育所等は医療的ケア児の健康状態等を勘案し、主治医や嘱託医(園医)に意見を求めます。主治医や嘱託医(園医)の意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが可能であると認められた場合に継続して保育を実施します。
- (3) 通常の保育と異なる状況(行事等)の際は、事前に主治医等に相談をしながら、児童に負担がかからない参加方法を検討します。体調の状況、天候等によって、参加を見合わせる場合があります。

2 医療的ケアについて

- (1) 保育所等において医療的ケアを実施する上で主治医の指導又は助言が必要となる場合、担当看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行うことがあります。
- (2) 保育所等では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行います。主治医の指示以外の保護者による判断での医療的ケアの対応は行いません。
- (3) 保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合、その内容を速やかに保育所長に報告するとともに、「医療的ケア実施申込書(様式3)」、「医療的ケア指示書(様式4)」を保育所等に提出し、集団保育の実施についての継続審査を受けます。
- (4) 医療的ケアを実施するにあたり必要な文書等の発行等は保護者が医療機関に依頼し、かかる費用は保護者負担になります。
- (5) 保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、登園時、保育所等の施設長に受け渡します。また、使用後の物品は原則家庭に持ち帰ります。

3 慣らし保育について

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園します。期間及び保育時間については、保育所長と相談の上定めます。児童の様子や状態によっては、この間の保育時間が短縮されたり、期間が延長・短縮されたりする場合があります。

4 体調管理及び保育の利用中止等について

- (1) やむを得ない事情により担当看護師が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができません。
- (2) 登園前には健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには、保育の利用を控えてください。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐、けいれん重積等の体調不良の場合や、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いします。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されます。保育所内で感染症が一定数以上発生した場合、保育所等からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断してください。また、保育所施設長の判断で保育の利用を控えていただく場合があります。
- (5) 保育所等が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者等の負担となります。

- (6) 児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要となった場合、内容変更後の医療的ケアの実施又は集団保育の継続が適当でないと判断された場合は、原則として退所となります。また、保育所の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受入れができなくなる場合があります

5 緊急時及び災害時の対応等について

- (1) 児童の症状に急変が生じ、保育所長が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、主治医医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。同時に、児童の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。
- (2) 挿入物の事故抜去等の緊急時については、「医療的ケア指示書(様式4)」に基づき個別マニュアルに記載し、保護者の同意の上、それに沿って対応します。
- (3) 災害時対策として、万が一保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事(栄養剤)を持参してください。また、医療的ケアの使用物品もストックしておいてください。
- (4) 保護者と連絡が取れない場合は、緊急時連絡先に連絡し、対応をお願いすることがあります。

6 情報の共有等について

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等については平塚市医療的ケア児保育検討会議及び事務局、保育所等施設長、保育士、看護師等で情報を共有します。また、必要に応じて、保護者同意の上、児童が利用する専門機関等(障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、訪問看護ステーション等)と情報交換等を行い、平塚市医療的ケア児保育検討会議と情報を共有します。
- (2) 緊急時の対応のために、市に提出された「医療的ケアに関する主治医の意見書(様式2)」、「医療的ケア指示書(様式4)」等の内容を主治医医療機関以外の医療機関等に情報提供する場合があります。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況に関して、集団保育を実施する上で必要な事項については、他の児童の保護者との間で共有する場合があります。

7 その他

上記の他、必要に応じ保育所等との間で取り決めた事項を順守してください。

年 月 日

上記に同意します

保護者氏名

医療的ケア計画書

作成日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

施設名 _____

記入者 _____

状況が変わった場合は、随時加筆・修正するとともに、最長3か月に一度は見直すこと

児童氏名	生年月日 年齢	年 ____ 月 ____ 日 歳 ____ か月
ケアの 現状と目標	[現状] [目標]	
ケアに 関する情報		
問題点	解決策 (計画)	
評価		
保育目標		

保育に関する個別指導計画書

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設名 _____

記入者 _____

状況が変わった場合は、随時加筆・修正する

児童氏名		生年月日 年齢	年 _____ 月 _____ 日 歳 _____ か月
〔保育のねらい〕			
〔現在の様子〕			
	〔遊び〕	〔生活〕	
保育活動			
関わりを豊かにするために			
環境			
評価	【評価日 / 】		

予想される緊急時の対応

施設名

児童氏名		生年月日 年齢	年 月 日 歳 か月
安静時 バイタル	T 台前半	P 回/分	R 回/分 SpO2 値 %
病名			
医療的ケア 実施内容			
予想される緊急状況	予想される症状	対処方法	

緊急連絡先			
保護者	父	氏名	TEL
		就労先	TEL
	母	氏名	TEL
		就労先	TEL
主治医		科	医師 TEL
かかりつけ医療機関			病院 TEL

確認年月日 年 月 日
 年 月 日
 年 月 日

施設長 宛

医療的ケア終了届

このことについて、主治医の指導等のもと、保育所等での医療的ケアの実施が不要となったことが確認できましたので、医療的ケアの実施を終了することを届け出ます。

なお、必要に応じて施設長等が同行受診等による主治医への確認を行うことに同意します。

児童氏名		生年月日	年	月	日
医療的ケアの内容		終了年月日	年	月	日

記入日 : _____年 月 日

保護者氏名 : _____